

■保育士修学資金貸付制度の概要

貸付額	●学費分として月額50,000円以内 次の①②を加算することができます。 ①入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000円以内 ②就職準備金 卒業時に限り、200,000円以内 ※就職準備金のみの貸付けも可
貸付期間	●養成施設に在学する期間（正規の修学期間） ただし、2年間を限度とします。
貸付利子	●無利子
貸付金の振込	●原則年4回に分けて振込み ただし、入学準備金は養成施設入学時の初回の貸付け時に、就職準備金は卒業時に振込みます。 ※就職準備金のみの貸付けの場合は、貸付決定後に振込みます。
返還免除	●山口県内の養成施設卒業後、山口県内の保育所等において保育士として5年間従事した場合、返還が全額免除されます。 中高年離職者又は県内過疎地域内で従事する場合は3年間です。 （※注：児童指導員等の業務ではなく、保育士の業務に従事する場合のみ） ●要件を満たさない場合は返還が生じます。
申請の手続き （必要書類）	※申請書類は全て養成施設を通じてお申込みください。 ※申請書類チェックリストで確認した上で、書類を提出してください。 （1）<u>保育士修学資金貸付申請書（実施要綱別記第1号様式）</u> （2）<u>養成施設の長の推薦書（実施要綱別記第2号様式）</u> （3）<u>誓約書（実施要綱別記第3号様式）</u> ※連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）を添付 ※連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。 （4）<u>世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の前年の所得証明書（いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可）</u> （5）<u>中高年離職者（離職後2年以内に養成施設に入学し、入学時45歳以上の方）の場合は、離職を証明する書類（事業所の離職証明等）</u> （6）<u>山口県社協会長が申請書の審査等に特に必要であると認めるときは、必要と認める書類</u> （7）<u>チェックリスト</u>